

佐賀県医師修学資金等の手引

[佐賀県キャリア形成プログラムの適用に同意した方対象]



令和3年3月改訂

佐賀県健康福祉部医務課

目次

1	はじめに	- 1 -
2	募集内容	- 1 -
3	貸与の申請手続	- 2 -
4	貸与の決定	- 2 -
5	貸与決定後の借入手続	- 3 -
6	返還猶予の要件・手続	- 4 -
7	返還免除の要件・手続	- 5 -
8	届出	- 7 -
9	個人情報の取扱い	- 8 -
10	返還	- 8 -
	(参考) 返還猶予及び返還免除の対象となる医療機関等	- 9 -
	例規集	- 11 -

佐賀県医師修学資金等貸与条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則

佐賀県医師修学資金等貸与要綱

佐賀県キャリア形成プログラムについて (概要)

1 はじめに

佐賀県では、県民に必要な医療を提供するため、特定の診療科等に勤務する医師を育成することを目的に、修学資金等を貸与します。

本修学資金等の貸与制度については、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年規則第13号。）が公布され、令和3年3月29日付けで施行されました。

これに伴い、当該施行日以降に修学資金等の貸与を受ける方及び当該施行日より前に貸与を受けた方のうち希望する方は、佐賀県キャリア形成プログラムが適用されることとなります。このプログラムは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号の規定に基づく計画であり、佐賀県での活躍が期待されているいわゆる地域枠等の医師のキャリア形成と県として特に必要な医師の育成との両立を図ることを目的として定めたものです。

修学資金等の貸与を受けた後は、引き続き一定期間、佐賀県キャリア形成プログラムに定める医療機関等における業務に従事した場合に、修学資金等の返還と利息の支払いの全部が免除されます。

なお、返還免除の要件に該当しない場合は、修学資金等の返還及び利息の支払いが必要です。

また、返還免除の手続きが完了するまでは返還猶予期間となるため、所要の手続きが必要となります。

2 募集内容

修学資金	対象者	貸与額 (年額)	貸与 期間	返還免除 となる 診療科の業務
大学生修学資金	【県推薦枠】 佐賀大学医学部医学科 佐賀県推薦入学特別入試合格者	122万8千円 (1年次151万円)	6年	総合診療科 内科 小児科
	【地域枠（長崎大）】 長崎大学医学部医学科 学校推薦型選抜ⅡC佐賀県枠合格者		6年	外科 産婦人科 脳神経外科
研修資金	【一般枠】 全国の臨床研修医	150万円	2年以内	麻酔科 救急科 等

3 貸与の申請手続

次の提出書類を添えて、申請してください。

ただし、本制度と同様に貸与後一定期間の勤務が条件となっている奨学金等の貸与を受けている場合は、申請することができません。

貸与を受ける修学資金	提出書類
大学生修学資金	大学生修学資金貸与申請書（規則様式第1号その1）※1
	大学の在学証明書
	在学する大学の学長又は学部長の推薦調書 （要綱様式第1号その1）※2
研修資金	研修資金貸与申請書（規則様式第1号その3）※1
	研修実施計画書（要綱様式第6号）
	医師免許証の写し
	臨床研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書 （要綱様式第1号その3）※2
共通 （初回申請時のみ）	申請者及び各連帯保証人の身分証明書（学生証、運転免許証、健康保険証等）の写しその他本人確認を行うことのできる書面
	誓約書（要綱様式第2号その1若しくはその2）
	応募理由書（要綱様式第3号）
	個人情報の第三者提供に関する同意書（要綱様式第4号）
	個人情報の照会に関する同意書（要綱様式第5号）

※1 大学生修学資金貸与申請書及び研修資金貸与申請書の提出にあつては、成年者の連帯保証人2名が必要です。（申請者に親権者又は未成年後見人があるときは、連帯保証人のうち一人は、当該親権者又は未成年後見人でなければなりません。）

※2 佐賀県医師修学資金等の貸与を受けることが要件として定められている大学入学試験により入学した方又は過去に佐賀県医師修学資金等の貸与を受けたことがある方は、推薦調書を提出していただく必要はございません。

4 貸与の決定

書類による審査を行い決定し、文書により申請者及び推薦者に通知します。

（必要に応じ面接を行う場合があります。）

5 貸与決定後の借入手続

審査結果通知（要綱様式第7号その1）による貸与の決定を受けたときは、直ちに次の書類を提出してください。提出後、指定された口座に借用年ごとに1年分を一括して振り込みます。

- (1) 佐賀県医師修学資金等借用証書（規則様式第2号）
- (2) 口座振替申出書（別に定められた様式） ※国内に本支店をおく金融機関に限ります。
- (3) （研修資金申請者のみ）臨床研修を受けていることを証する書面

※借用期間は、貸与の決定を受けた期間としてください。

※必要な金額の収入印紙を左肩に貼り、申請者及び連帯保証人の割印をしてください。

借用証書に記載する借用期間が複数年にわたる場合は、借用証書提出後の翌年度から貸与期間が終了する年度までの間、毎年度、所属する大学又は大学院の在学証明書若しくは臨床研修を受けていることを証する書面を提出してください。（提出日は、毎年度お知らせします。）なお、提出時に大学を休学している場合は貸与を停止しますので、状況変更届（規則様式第6号）により届出を行ってください。

（参考）収入印紙税額（令和3年3月時点）

借用金額（複数年度にわたる場合は合計額）	印紙税額
50万円を超え100万円以下	1千円
100万円を超え500万円以下	2千円
500万円を超え1千万円以下	1万円
1千万円を超え5千万円以下	2万円

※国税庁ホームページ

「No. 7140 印紙税額の一覧表（その1）第1号文書から第4号文書まで」参照

URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm>

6 返還猶予の要件・手続

修学資金等の貸与を受けた後、本来であれば、一括して返還しなければなりません。返還猶予の要件に該当する場合は、返還猶予申請を行い決定されることで返還が猶予されます。

(1) 要件

ア 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部が猶予される要件

- (ア) 貸与を廃止された後も、引き続き大学に在学しているとき（条例第9条第1項第1号）
- (イ) 医師の免許取得後、引き続き県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受けているとき（条例第9条第1項第2号）

イ 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部又は一部が猶予される要件

- (ア) 佐賀県キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するとき（条例第9条第2項第1号又は第2号）
- (イ) 災害又は疾病が認められるとき（条例第9条第2項第3号）
- (ウ) その他やむを得ない理由があると認められるとき（条例第9条第2項第3号）
- (エ) 佐賀県キャリア形成プログラムに定められた専門研修プログラムを受けるとき（条例第9条第3項）

(2) 手続

返還猶予の手続きにあつては、次の書類を提出してください。

ア 修学資金等返還猶予申請書（規則様式第3号）

イ 返還猶予要件に応じた添付書類

要件	添付書類
ア- (ア)	大学の在学証明書又は在学等証明書(任意様式又は要綱様式第8号)
ア- (イ)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	医師免許証の写し（一度提出した場合は不要）
イ- (ア)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
イ- (イ)	(災害の場合) 罹災証明書
	(疾病の場合) 医師が発行する診断書
イ- (ウ)	その他やむを得ない理由の内容を証明する書面
イ- (エ)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	臨床研修修了証の写し（一度提出した場合は不要）

7 返還免除の要件・手続

修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（1年未満切上げ）を必要勤務期間とし、県内の公的病院等の総合診療科・内科・小児科・外科・産科・脳神経外科・麻酔科・救急科等で業務に従事した者は、修学資金等の返還及び利息の支払いの全部が免除されます。

臨床研修修了後、一部の医療機関において専門研修等又は医師として業務に従事し、一定の期間を超える場合、その超える期間を返還猶予として取り扱います。また、専門研修等を行う期間は、佐賀県キャリア形成プログラムのコース別に返還免除の取扱いが異なります。詳細は後述の「（参考）返還猶予及び返還免除の対象となる医療機関等」をご覧ください。

(1) 要件

ア 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部が免除される要件

- (ア) 必要勤務期間の間、佐賀県キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務（県内の公的医療機関等で受ける専門研修その他の研修を行った場合は、必要勤務期間の2分の1を超えない期間を含む。）を行ったとき
- (イ) 佐賀県キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務（県内の公的医療機関等で受ける専門研修その他の研修を含む。）に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなったとき

イ 修学資金等の返還及び利息の支払いの全部または一部が免除される要件

災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき

(2) 手続

返還免除の手続きにあつては、次の書類を提出してください。

ア 修学資金等返還免除申請書（規則様式第3号）

イ 返還免除要件に応じた添付書類

要件	添付書類
共通	業務に従事した又は専門研修等を受けた県内の公的医療機関等の名称及びその期間を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
	休職及びその期間を証明する書面 (要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式)
ア- (イ) 又はイ	死亡の理由及びその年月日を証明する書面

※他の事務手続きにて既に証明した期間がある場合は、その期間の再度の証明は不要です。

(3) その他の留意事項

ア 病気等により休職したとき

必要勤務期間中に、疾病、災害その他やむを得ない理由により休職したときは、その休暇期間は、業務に従事した期間からは除きます。

イ 期間の計算方法

- (ア) 修学資金の貸与を受けた期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとします。
- (イ) 業務に従事した期間を計算する場合は、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとします。
- (ウ) 業務に従事することができなかった期間を計算する場合、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとします。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとします。
- (エ) (イ)の規定により業務に従事した期間を計算する場合は、出産、育児又は家族の介護等その他これに準ずると知事が認める理由により短時間勤務等の勤務形態により勤務した期間があるときは当該期間の初めの日の属する月から終了の日の属する月までの月数に、当該期間における1週間当たりの所定労働時間を短時間勤務等をしなかった場合における1週間当たりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（一月未満の端数があるときは切り上げ）により計算するものとします。
- (オ) (エ)の規定は、1週間当たりの所定労働時間が週により異なる方について準用します。この場合、前項中「当該期間における1週間当たりの所定労働時間」とあるのは「当該期間における1週間あたりの平均労働時間」と読み替えるものとします。

8 届出

次の状況が生じたときは、以下により所定の様式を届け出てください。

各種様式は県ホームページに掲載しております。

URL: <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334823/index.html>

(1) 次に掲げる状況が生じたとき

ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき

イ 本人の勤務先に変更があったとき

状況	書類名
共通	氏名・住所・勤務先変更届（規則様式第5号）
イ	変更前の勤務先で勤務していたことを証明する書面 （要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式）
	変更後の勤務先に在職していることを証明する書面 （要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式）

(2) 次に掲げる状況が生じたとき

ア 大学又は大学院を休学、復学、停学又は退学したとき

イ 大学を卒業又は大学院を修了したとき

ウ 医師の免許を取得したとき

エ 大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

オ 修学資金等の貸与を辞退するとき

状況	書類名
共通	状況変更届（規則様式第6号）
ア又はイ	在籍する大学又は大学院が証明する書面 （要綱様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式）
ウ	医師免許証の写し
エ	心身の故障の内容を証明する医師の診断書

(3) 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき

状況	書類名
共通	研修中止等届（規則様式第7号）
再開又は変更の場合	研修先の医療機関の開設者又は管理者の証明書

(4) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産その他連帯保証人として適当でない事由が生じ、連帯保証人を変更したとき

連帯保証人変更届（規則様式第8号）

(5) 返還猶予の決定を受けたとき（ただし、返還猶予申請書を提出した年度は除く）

佐賀県医師修学資金等現況届（規則様式第11号）

9 個人情報取扱

この修学資金等の貸与に際して提出された申請書等に記載されている個人情報は、当該貸与事業に係る業務のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

また、第三者提供については、個人情報の第三者提供に関する同意書（要綱様式第4号）および、個人情報の照会に関する同意書（要綱様式第5号）に記載のとおりとなります。

10 返還

次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等の額に、貸与を受けた日の翌日から貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を、理由が生じた月の翌月一日から起算して一月以内に、一括して支払わなければなりません。

返還の取扱いについては、入学の要件等も踏まえ、借用証書の特約条項に基づき、県と貸与を受けた方との間で協議を行った上で、決定いたします。

- (1) 大学若しくは大学院を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき
- (2) 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門研修を継続することができなくなったと認められるとき
- (3) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき
- (6) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (7) その他貸与生として不相当と認められるとき

※ 正当な理由がなく貸与を受けた修学資金等を知事の定める日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

(参考) 返還猶予及び返還免除の対象となる医療機関等

(令和3年3月時点)

1 臨床研修（返還猶予）

以下に掲げる県内基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムを返還猶予の対象として取り扱います。

- (1) 佐賀県医療センター好生館
- (2) 佐賀大学医学部附属病院
- (3) 唐津赤十字病院
- (4) 国立病院機構嬉野医療センター
- (5) 国立病院機構佐賀病院
- (6) 新武雄病院

※上記に掲げる県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づき、県内の他の病院や県外の病院を協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設として研修を受けることは可能です。

2 専門研修（返還猶予及び返還免除）

臨床研修修了前までに選択する「佐賀県キャリア形成プログラムコース」により、返還猶予及び返還免除となる専門研修プログラムが異なります。それぞれのコースにおける返還猶予及び返還免除となる専門研修プログラムは以下のとおりです。

- Aコース…一般社団法人日本専門医機構が認定した内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科の県内が基幹施設となっている専門研修プログラム
- Bコース…一般社団法人日本専門医機構が認定した県内が基幹施設となっている内科専門研修プログラム（ただし、総合内科医や病院総合医の育成を目的としたコースに限る。）又は総合診療専門研修プログラム
- Cコース…一般社団法人日本専門医機構が認定した基本領域学会の専門研修プログラムであって、県内が基幹施設となっているプログラム（ただし、県内の離島等のへき地医療に従事又は内科（総合内科等に関する診療に限る。）、救急科及び総合診療に係る専門研修プログラムと同等の内容等のものであって総合診療の経験として適当と知事が認めた業務に2年間従事すること）

※A コース及びB コースにおける専門研修プログラムのうち、県内医療機関における業務のみ返還免除及び返還猶予として取り扱い、県外医療機関における業務がある場合は、その期間を返還猶予としてのみ取り扱う。

※C コースにおける総合診療の経験として適当と知事が認めた2年間の業務のみ返還免除及び返還猶予として取り扱い、これ以外の基本領域学会の専門研修プログラムにおける業務を返還猶予としてのみ取り扱う。

3 専門医取得後の業務（返還猶予及び返還免除）

1 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院	佐賀県医療センター好生館
	唐津市民病院きたはた
	多久市立病院
	小城市民病院
	伊万里有田共立病院
	佐賀市立富士大和温泉病院
	町立太良病院
	唐津赤十字病院
	済生会唐津病院
	佐賀中部病院
2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院	佐賀大学医学部附属病院（※1）
3 独立行政法人国立病院機構が開設する病院	NHO佐賀病院
	NHO嬉野医療センター
	NHO肥前精神医療センター
	NHO東佐賀病院
4 （産婦人科専門研修プログラムを選択した医師及び当該プログラムに基づき産婦人科専門医を取得した医師は）県内の病院又は診療所（※1）	
5 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関	
6 知事が必要と認めた医療機関（※2）	

※1 専門研修等（A）又は専門医取得後に「専門医取得後の業務」として表に掲げる医療機関のうち2又は4に掲げる医療機関にて業務従事（B）した場合は、当該医療機関で勤務した期間について、返還免除の取扱いが以下のとおりとなります。

状況	返還免除として取り扱う期間
AかBいずれかの期間があるとき	必要勤務期間×1/2（端数切捨て）
AとB両方の期間があるとき	必要勤務期間×2/3（端数切捨て）

※返還免除として取り扱う期間を超える期間がある場合は、返還猶予として取り扱います。

（例）大学在学中に6年間貸与を受けた後、専門研修等を受け、佐賀大学医学部附属病院で業務従事したとき

期間	算出方法
必要勤務期間	9年間（6年間×3/2）
返還免除として取り扱う専門研修等の期間	4年間（9年間×1/2）
返還免除として取り扱う専門研修等及び佐賀大学医学部附属病院での業務従事の期間	合算して6年間（9年間×2/3）

※2 適用対象者の育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限り認めるものとしています。

例規集

(佐賀県医師修学資金等)

○佐賀県医師修学資金等貸与条例

平成17年3月24日

佐賀県条例第34号

改正 平成19年7月6日条例第43号

平成20年3月24日条例第18号

平成21年3月25日条例第20号

平成21年7月6日条例第34号

平成30年3月26日条例第17号

佐賀県医師修学資金等貸与条例をここに公布する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科等の医師として勤務しようとする者に対し、修学資金等を貸与することによって、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生修学資金 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。以下同じ。）における修学のための資金をいう。
- (2) 大学院生修学資金 大学院（学校教育法に規定する大学院をいう。以下同じ。）における修学のための資金をいう。
- (3) 研修資金 臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）又は専門研修（医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。）のための資金をいう。
- (4) 修学資金等 大学生修学資金、大学院生修学資金及び研修資金をいう。
- (5) 必要勤務期間 修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）をいう。

（平20条例18・一部改正）

(貸与)

第3条 知事は、県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科等の医師として勤務しようとする者に対し、修学資金等を貸与することができる。

(貸与の対象者)

第4条 次の各号に掲げる修学資金等の貸与を受けることができる者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 大学生修学資金 大学生（大学の医学を履修する課程に在学する者に限る。）
- (2) 大学院生修学資金 大学院生（臨床研修を修了し、大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち規則で定めるものに限る。）
- (3) 研修資金 臨床研修医（臨床研修を受けている者をいう。）又は専門研修医（臨床研修を修了し、専門研修のうち規則で定めるものを受けている者をいう。）

(平20条例18・一部改正)

(貸与額等)

第5条 修学資金等の貸与額は、次のとおりとする。

- (1) 大学生修学資金 在学1年につき1,228,000円以内（大学に入学した年については、151万円以内）
- (2) 大学院生修学資金 在学1年につき156万円以内
- (3) 研修資金 研修1年につき150万円以内

2 修学資金等の利率は、年10パーセントとする。

3 修学資金等の貸与期間は、大学生修学資金及び大学院生修学資金については大学又は大学院の正規の修学期間以内とし、研修資金については2年以内（専門研修を受けている場合にあつては、3年以内）とする。

(平20条例18・一部改正)

(貸与の停止)

第6条 修学資金等の貸与を受けている者（以下「貸与生」という。）が大学若しくは大学院を休学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中断しているときは、その期間、修学資金等の貸与を停止する。

(平20条例18・一部改正)

(貸与の廃止)

第7条 貸与生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与を廃止する。

- (1) 大学若しくは大学院を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。
- (2) 心身の故障のため、大学若しくは大学院における修学、又は臨床研修若しくは専門研修を継続することができなくなったと認められるとき。
- (3) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸与生として不相当と認められるとき。

(平20条例18・一部改正)

(返還)

第8条 修学資金等の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等の額に当該修学資金等の貸与を受けた日の翌日から貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日までの期間の日数に応じて計算した利息を加えた額を当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月1日から起算して1月以内一括して返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により修学資金等の貸与を廃止されたとき。
- (2) 大学を卒業後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。
- (3) 修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 修学資金等の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた修学資金等を前項に規定する日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、前項の規定により返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

3 前項の規定により計算した延滞利息の額が100円未満であるときは、延滞利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平21条例20・一部改正)

(返還猶予)

第9条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。

- (1) 大学生修学資金の貸与を受けている者が第7条第3号に該当し、大学生修学資金の貸与を廃止された後も引き続き大学に在学しているとき。
 - (2) 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修（県内の基幹型臨床研修病院（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。）が行う臨床研修に限る。次項第1号及び次条第1項第1号において同じ。）を受けているとき。
- 2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。
- (1) 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修を受け、その修了後、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。
 - (2) 大学院生修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。
 - (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- 3 前項第1号及び第2号に規定する業務には、県内の公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他規則で定める病院又は診療所をいう。）で受ける専門研修その他の研修（以下「専門研修等」という。）を含むものとする。

（平19条例43・平20条例18・平21条例20・平21条例34・一部改正）

（返還免除）

第10条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

- (1) 大学生修学資金 医師の免許取得後、引き続き臨床研修を受け、その修了後、引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要な勤務期間従事したとき。

- (2) 大学院生修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要な勤務期間に従事したとき。
- 2 前項各号に規定する業務には、専門研修等又は規則で定める医療機関等における業務であって、これらの期間が必要勤務期間の2分の1を超えない期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てた期間）内のものを含むものとする。
- 3 修学資金等の貸与を受けた者が、専門研修等を受け、かつ、前項の規則で定める医療機関等における業務に従事した場合における同項の規定の適用については、同項中「であって」とあるのは「のうち」と、「もの」とあるのは「ものであって、これらの期間が合算して必要勤務期間の3分の2を超えない期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てた期間）内のもの」とする。
- 4 修学資金等の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由（大学生修学資金の貸与を受けた者にあつては、医学を履修する課程を有する大学院への進学を含む。）のため前条第2項第1号及び第2号並びに第1項第1号及び第2号に規定する業務（以下単に「業務」という。）に従事することができなかつた場合には、その期間は、業務従事期間には算入しないものとし、業務への従事の継続性を中断しないものとする。
- 5 第1項の規定は、修学資金等の貸与を受けた者が業務（専門研修等を含む。）に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなつた場合について準用する。

（平20条例18・平21条例20・平21条例34・平成30条例17・一部改正）

第11条 前条に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金等の貸与を受けた者が災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなつたときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与の決定を受ける者に係る修学資金の返還について適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者に係る修学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第20号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第17号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第10条第2項の規則で定める医療機関等における業務に従事した場合について適用する。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則

平成17年3月24日

佐賀県規則第12号

改正 平成18年3月17日規則第9号

平成18年3月31日規則第40号

平成19年4月16日規則第44号

平成20年3月31日規則第21号

平成21年3月31日規則第17号

平成23年3月31日規則第10号

平成30年3月26日規則第7号

令和3年3月29日規則第13号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則をここに公布する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成17年佐賀県条例第34号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 修学資金等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金等貸与申請書（様式第1号）に推薦調書その他知事が必要と認める書類（知事が別に定める申請者については、推薦調書を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。

(令3規則13・一部改正)

(連帯保証人)

第3条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年者でなければならない。

3 申請者に親権者又は未成年後見人があるときは、第1項の連帯保証人のうち1人は、当該親権者又は未成年後見人でなければならない。

(令3規則13・一部改正)

(貸与の決定等)

第4条 修学資金等を貸与する者は、第2条の規定により提出された書類の審査により選考する。ただし、必要に応じ面接を行うことがある。

2 前項の審査の結果、貸与することが適当であると認めた者については貸与することを決定し、書面によりその旨を申請者及び推薦者（第2条に規定する推薦調書により申請書を推薦した者をいう。以下同じ。）に通知し、貸与することが適当でないことを認めた者については貸与しないことを決定し、書面により申請者及び推薦者にその旨を通知する。

（交付）

第5条 知事は前条の規定により修学資金等を貸与する者を決定したときは、その年度は貸与決定の際に定める月に、翌年度以降は当該年度の5月31日までに修学資金等を交付するものとする。

（大学院生修学資金の対象者等）

第6条 条例第4条第2号の規則で定めるものは、総合診療学、内科学、小児科学、外科学、産科学、脳神経外科学、麻酔科学又は救急医学に関する領域を主として研究する者とする。

2 条例第4条第3号の規則で定めるものは、一般社団法人日本専門医機構が承認した専門研修プログラム整備基準に基づく研修であって、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第19条の2第1号から第3号まで、第6号、第8号、第12号、第14号及び第17号に掲げる団体が実施するものとする。

（平18規則40・平19規則44・令3規則13・一部改正）

（借用証書）

第7条 第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた者（次項及び第3項において「貸与決定者」という。）は、同条第2項の規定による通知を受けたときは、知事の定める日までに当該貸与期間の修学資金等借用証書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 貸与決定者が前項に規定する期限までに修学資金等借用証書を提出しない場合は、正当な理由がある場合を除き、第2条の規定による申請が取り下げられたものとみなす。

3 貸与決定者は、第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた年度の翌年度から

条例第5条第3項に定める貸与期間が終了する年度までの間、毎年度、知事の定める日までに、大学生及び大学院生にあつては所属する学年を記載した在学証明書を、臨床研修医及び専門研修医にあつては臨床研修又は専門研修を受けていることを証する書面を知事に提出しなければならない。

(平20規則21・平21規則17・令3規則13・一部改正)

(返還猶予の申請)

第8条 条例第9条の規定による修学資金等の返還猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(様式第3号)に、同条第1項各号、同条第2項各号又は同条第3項のいずれかに該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき修学資金等の返還猶予を決定したときは、書面により当該申請者にその旨を通知する。

(平21規則17・一部改正)

(返還猶予の対象となる医療機関等)

第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機関等における業務は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラム(以下この条、第10条の2及び第10条の3において「キャリア形成プログラム」という。)の適用に同意した者(第10条の2において「キャリア形成プログラム同意医師」という。)が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院
- (2) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院
- (3) 独立行政法人国立病院機構が開設する病院
- (4) 前3号に準ずるものとして知事が認める病院

(平19規則44・全改、平21規則17・平23規則10・平30規則7・令3規則13・一部改正)

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書(様式第4号)に、同条第1項各号のいずれか又は同条第2項(同条第

3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第13条第3項において同じ。)の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき修学資金等の返還免除を決定したときは、書面により当該申請者にその旨を通知する。

(平21規則17・平30規則7・一部改正)

(返還免除の対象となる医療機関等)

第10条の2 条例第10条第1項各号の規則で定める医療機関等における業務は、キャリア形成プログラム同意医師が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。

- (1) 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院
- (2) 独立行政法人国立病院機構が開設する病院
- (3) 前2号に準ずるものとして知事が認める病院

(平23規則10・追加、平30規則7・令3規則13・一部改正)

第10条の3 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等における業務は、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内の病院の総合診療科、内科、小児科、外科、産科、脳神経外科、麻酔科若しくは救急科又は県内の病院若しくは診療所（キャリア形成プログラムに定められた医療機関等を除く。）の産科における業務とする。

(平30規則7・追加) (令3規則13・一部改正)

(研修実施病院等)

第11条 条例第9条第3項の規則で定める病院又は診療所は、第6条第2項に規定する団体が実施する専門研修プログラムに定められた病院又は診療所（キャリア形成プログラムに定められた医療機関等を除く。）とする。

- (1) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 前2号に準ずるものとして知事が認める者

(平19規則44・平21規則17・平23規則10・令3規則13・一部改正)

(届出)

第12条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を受けていた者で修

学資金等の返還が完了していないもの若しくは返還免除を受けていないもの（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める届書により届け出なければならない。

- (1) 本人若しくは連帯保証人の氏名若しくは住所又は本人の勤務先に変更があったとき 氏名・住所・勤務先変更届（様式第5号）
 - (2) 次に掲げる事情が生じたとき 状況変更届（様式第6号）
 - ア 大学又は大学院を休学し、復学し、停学し、又は退学したとき。
 - イ 大学を卒業し、又は大学院を修了したとき。
 - ウ 医師の免許を取得したとき。
 - エ 大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - オ 修学資金等の貸与を辞退するとき。
 - (3) 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき 研修中止等届（様式第7号）
 - (4) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産その他連帯保証人として適当でない事由が生じ、連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更届（様式第8号）
- 2 連帯保証人は、連帯保証人に係る修学資金等の貸与を受けている者又は借受者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（平20規則21・平21規則17・平30規則7・令3規則13・一部改正）

（業務従事期間の計算等）

第13条 条例第2条第5号に規定する修学資金等の貸与を受けた期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとする。

- 2 条例第9条第2項第1号若しくは第2号又は条例第10条第1項各号若しくは第2項に規定する業務（以下単に「業務」という。）に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事しなくなった月において、再び業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。

- 3 前項の規定は、条例第10条第2項の専門研修等を受けた期間を計算する場合について準用する。
- 4 第2項の規定により業務に従事した期間を計算する場合において、出産、育児又は家族の介護その他これに準ずると知事が認める理由により短時間勤務等の勤務形態により勤務（以下この項において「短時間勤務等」という。）をした期間があるときは、当該期間の初めの日の属する月から当該期間の終了の日の属する月までの月数に、当該短時間勤務等をした者に係る当該期間における1週間当たりの所定労働時間をその者に係る短時間勤務等をしなかった場合における1週間当たりの所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。
- 5 前項の規定は、1週間当たりの所定労働時間が週により異なる者について準用する。この場合において、前項中「当該期間における1週間当たりの所定労働時間」とあるのは「当該期間における1週間当たりの平均所定労働時間」と読み替えるものとする。

（平21規則17・平30規則7・令3規則13・一部改正）

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、修学資金等の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第9号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定は、この

規則の施行の日以後に貸与の決定をする者に係る修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第21号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第6条、第9条、第10条の2、第10条の3及び第11条の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする者及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号及び同法第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラム（以下この項及び次項において「キャリア形成プログラム」という。）の適用に同意した者に係る修学資金等について適用し、同日前に貸与の決定をした者（この規則の施行の日以後にキャリア形成プログラムの適用に同意した者を除く。）に係る修学資金等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後にキャリア形成プログラムの適用に同意した者が従事したこの規則による改正前の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第10条の2から第11条までに規定する医療機関等における業務並びに病院及び診療所は、改正後の規則第10条の2から第11条までに規定する医療機関等における業務並びに病院及び診療所とみなす。

大学生修学資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人)氏名

大学生修学資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな氏名		大学名等	大学	学部	学科
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与期間 ※	所属する学年		
	現住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()				
	帰省先住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()				
連帯保証人	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	職業	
	現住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()			続柄	
	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	職業	
	現住所及び電話番号	〒 - 電話番号 ()			続柄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 申請者及び各連帯保証人の身分証明書(学生証、運転免許証、健康保険証等)の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 大学の在学証明書
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の知事が定める申請者を除く。)
- 4 その他知事が必要と認めるもの

大学院生修学資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人)氏名

大学院生修学資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		大学院名等	大学		学科	
	氏名			所属する学年			
	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与期間 ※	年 月 日から 年 月 日まで			
	現住所及び 電話番号	〒 — 電話番号 ()					
	医籍登録番号 及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	臨床研修期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	帰省先住所 及び電話番号	〒 — 電話番号 ()					
連帯保証人	氏名		生年月日	年 月 日	職業		
	現住所及び 電話番号	〒 — 電話番号 ()				続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日	職業		
	現住所及び 電話番号	〒 — 電話番号 ()				続柄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 申請者及び各連帯保証人の身分証明書(学生証、運転免許証、健康保険証等)の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 大学院の在学証明書
- 3 医師免許証の写し
- 4 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書
- 5 その他知事が必要と認めるもの

研修資金貸与申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人)氏名

研修資金の貸与を受けたいので、佐賀県医師修学資金等貸与規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなったときは、佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、知事が指定する医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		主たる研修先の医療機関等の名称及び所在地			
	氏名					
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与期間 ※	年 月 日から	年 月 日まで	
	現住所及び電話番号	〒 — 電話番号 ()				
	医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	臨床研修期間	年 月 日から	年 月 日まで	
連帯保証人	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	職業	
	現住所及び電話番号	〒 — 電話番号 ()			続柄	
	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	職業	
	現住所及び電話番号	〒 — 電話番号 ()			続柄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 申請者及び各連帯保証人の身分証明書(学生証、運転免許証、健康保険証等)の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
- 2 研修実施計画書
- 3 医師免許証の写し
- 4 臨床研修又は専門研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書
- 5 その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

収 入
印 紙

佐賀県医師修学資金等借用証書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者（本人） 住所
氏名

私は、佐賀県医師修学資金等貸与条例（以下「条例」という。）による修学資金等を次のとおり借用いたします。

また、条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定、裏面の特約条項を遵守します。

借用金額（総額）	金	円
借用期間	年 月から	年 月まで

借用年（予定）	借用金額（予定）	
年	金	円
年	金	円
年	金	円
年	金	円
年	金	円
年	金	円

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

- 注 1 申請者の氏名は、本人が自署すること。
2 連帯保証人の印は、印鑑登録をしたものを押印すること。

添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 臨床研修医及び専門研修医にあつては、臨床研修又は専門研修を受けていることを証する書面

(裏面)

特約条項

申請者（以下「甲」といいます。）は、修学資金等の貸与に関し、条例及び規則の規定並びに次の条項を遵守することを確約します。

(連帯保証人)

第1条 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と連帯保証人の間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負うものとします。

2 甲は、佐賀県知事（以下「乙」といいます。）が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとします。

3 甲又は連帯保証人は、乙が他の連帯保証人につき免除又は変更を行っても異議を申し立てないものとします。

4 連帯保証人は、借入金の返還の期日及び方法につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てないものとします。

(借用年の変更)

第2条 乙が条例第6条の規定により貸与を停止するときは、乙は甲に通知するものとします。

2 前項の場合において、甲は、貸与を停止した期間に応じてこの借用証書にて定めた借用年を繰り下げること同意します。

(協議)

第3条 条例、規則及びこの借用証書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとします。

(合意管轄)

第4条 この契約に関する訴訟については、佐賀市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

修学資金等返還猶予申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話番号)

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

猶予を受けたい修学資金等の額	金 円
在学する大学若しくは大学院の名称又は 在職する病院若しくは診療所の名称	
猶予を受けようとする理由 ※該当する□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 貸与を廃止された後も引き続き大学に在学しているため（佐賀県医師修学資金等貸与条例（以下「条例」という。）第9条第1項第1号） <input type="checkbox"/> 臨床研修を受けるため。（条例第9条第1項第2号） <input type="checkbox"/> キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため（条例第9条第2項第1号又は第2号） <input type="checkbox"/> 災害又は疾病のため（条例第9条第2項第3号） <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由のため（条例第9条第2項第3号） （詳細： ） <input type="checkbox"/> 専門研修プログラムを受けるため（条例第9条第3項）
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類 猶予を受けようとする理由の欄に記載する事由を証する書面

修学資金等返還免除申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話番号)
申請者 住所
氏名

生年月日 年 月 日

貸与を受けた者との続柄

修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた修学資金等の総額	金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
業務に従事した医療機関等又は専門研修等を受けた県内の公的医療機関等の名称及びその期間 (休職の有無及びその期間を含む。)	名 称	期 間
死亡した貸与を受けた者の氏名及び生年月日	年 月 日	

注 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

- 1 業務に従事した医療機関等又は専門研修等を受けた県内の公的医療機関等の名称及びその期間を証明する書面
- 2 休職及びその期間を証明する書面
- 3 死亡の理由及びその年月日を証明する書面

様式第5号（第12条関係）

氏名・住所・勤務先変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

本人氏名

生年月日 年 月 日

次のとおり 氏名 ・ 住所 ・ 勤務先 を変更しました。

本人	氏名	新	
		旧	
	住所	新	〒 電話番号
		旧	〒 電話番号
	勤務先	新	〒 電話番号
		旧	〒 電話番号
連帯保証人	氏名	新	
		旧	
	住所	新	〒 電話番号
		旧	〒 電話番号
連帯保証人	氏名	新	
		旧	
	住所	新	〒 電話番号
		旧	〒 電話番号
変更理由			
変更年月日			

添付書類 勤務先を変更した場合は、変更前の勤務先で勤務していたことを証明する書面及び変更後の勤務先に在職していることを証明する書面

様式第6号（第12条関係）

状況変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

本人氏名

生年月日 年 月 日

次のとおり届け出ます。

1 届出事由

(注) 該当する事由欄に○を記入し、事由発生日を記入してください。

届出事由	事由発生日
<input type="checkbox"/> 休学	年 月 日
<input type="checkbox"/> 復学	年 月 日
<input type="checkbox"/> 停学	年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 退学	年 月 日
<input type="checkbox"/> 卒業又は修了	年 月 日
<input type="checkbox"/> 医師免許取得	年 月 日
<input type="checkbox"/> 心身の故障	年 月頃
<input type="checkbox"/> 辞退	年 月 日

2 状況の変更理由（休学、停学、退学又は辞退の場合のみ記入）

--

添付書類

- 届出事由が休学、復学、停学、退学、卒業又は修了の場合は、在籍する大学又は大学院が証明する書面
- 届出事由が医師免許取得の場合は、医師免許証の写し
- 届出事由が心身の故障の場合は、心身の故障の内容を証明する医師の診断書

様式第7号(第12条関係)

研 修 中 止 等 届

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話番号)

住 所

氏 名

年 月 日付けで次のとおり研修を
〔中止
休止
再開
変更〕 しました。

研 修 先	所在地	〒
	名 称	
変 更 前 の 研 修 先	所在地	〒
	名 称	

添付書類 研修先の医療機関の開設者又は管理者の証明書(再開又は変更の場合に限る。)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

佐賀県知事 様

借 受 人 の 氏 名

次のとおり連帯保証人を変更しました。

なお、連帯保証人として返還の債務を本人と連帯して負担します。

新 連 帯 保 証 人	住 所	〒 電話番号				
	氏 名	◎				
	生年月日	年 月 日	職業		続柄	
	住 所	〒 電話番号				
	氏 名	◎				
	生年月日	年 月 日	職業		続柄	
旧 連 帯 保 証 人	住 所					
	氏 名					
	住 所					
	氏 名					

注 1 新連帯保証人の印は印鑑登録をしたものを押印すること。

2 借用人の氏名は、本人が自署すること。

添付書類 新連帯保証人の印鑑登録証明書

様式第1号その1（第2条関係）

様式第1号その2（第2条関係）

様式第1号その3（第2条関係）

（平20規則21・令3規則13・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（平20規則21・平21規則17・令3規則13・一部改正）

様式第3号（第8条関係）

（令3規則13・一部改正）

様式第4号（第10条関係）

（平21規則17・令3規則13・一部改正）

様式第5号（第12条関係）

（平20規則21・令3規則13・一部改正）

様式第6号（第12条関係）

（令3規則13・一部改正）

様式第7号（第12条関係）

（令3規則13・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平20規則21・令3規則13・一部改正）

佐賀県医師修学資金等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成17年佐賀県条例第34号。以下「条例」という。）及び佐賀県医師修学資金等貸与規則（平成17年佐賀県規則第12号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の募集)

第2条 修学資金等は、毎年度当初に期間を定めて予算の範囲内で募集するものとする。

(貸与の申請書等)

第3条 規則第2条に規定する申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、添付書類のうち、その他知事が必要と認めるものに掲げる書類を提出したことがある者は、当該書類の提出を不要とする。

区 分	添付書類	様 式
大 学 生 修学資金	1 申請者及び連帯保証人の身分証明書（学生証、運転免許証、健康保険証等）の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。 2 大学の在学証明書 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書 4 その他知事が必要と認めるもの ① 誓約書 ② 応募理由書 ③ 個人情報の第三者提供に関する同意書 ④ 個人情報の照会に関する同意書	— — 様式第1号その1 様式第2号その1 様式第3号 様式第4号 様式第5号
大学院生 修学資金	1 申請者及び連帯保証人の身分証明書（学生証、運転免許証、健康保険証等）の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。 2 大学院の在学証明書 3 医師免許証の写し 4 在学する大学院の学長又は研究科長の推薦調書 5 その他知事が必要と認めるもの ① 誓約書	— — — 様式第1号その2 様式第2号その1若しくはその2

	② 応募理由書 ③ 個人情報の第三者提供に関する同意書 ④ 個人情報の照会に関する同意書	様式第3号 様式第4号 様式第5号
研修資金	1 申請者及び連帯保証人の身分証明書（学生証、運転免許証、健康保険証等）の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。 2 研修実施計画書 3 医師免許証の写し 4 臨床研修又は専門研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の推薦調書 5 その他知事が必要と認めるもの ① 誓約書 ② 応募理由書 ③ 個人情報の第三者提供に関する同意書 ④ 個人情報の照会に関する同意書	— 様式第6号 — 様式第1号その3 様式第2号その1若しくはその2 様式第3号 様式第4号 様式第5号

2 規則第2条に規定する知事が別に定める申請者は、佐賀県医師修学資金等の貸与を受けることが要件として定められている大学入学試験における入学者及び過去に佐賀県医師修学資金等の貸与を受けたことのある者とする。

（貸与の決定等）

第4条 貸与の決定は、別に定める選考基準によるものとする。

2 規則第4条第2項の規定により修学資金等の貸与を決定したときは様式第7号その1、貸与しないことを決定したときは様式第7号その2による審査結果通知により当該申請をした者にその旨を通知する。

（借用証書）

第5条 規則第7条第1項に定める修学資金等借用証書（以下「借用証書」という。）に添付する書類は、次のとおりとする。

区 分	添付書類	様 式
大学生修学資金 大学院生修学資金	1 連帯保証人の印鑑登録証明書 2 口座振替申出書	— — 財務事務に関する取扱要領に定める様式
研修資金	1 連帯保証人の印鑑登録証明書 2 臨床研修又は専門研修を受け	— —

	ていることを証する書面 3 口座振替申出書	財務事務に関する取扱 要領に定める様式
--	--------------------------	------------------------

(交付)

第6条 貸与の決定を受けた者が借用証書を提出したときは、その年度分を一括して、申し出た金融機関の預金口座（国内に本支店をおく金融機関（郵便局を除く。）に限る。）に振り込むものとする。

(返還の猶予の申請)

第7条 規則第8条に定める返還猶予申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

返還猶予理由	添付書類	様式
1 貸与を廃止された後も引き続き大学に在学しているため。(条例第9条第1項第1号)	大学の在学証明書 又は在学等証明書	— 様式第8号
2 臨床研修を受けるため。(条例第9条第1項第2号)	1 在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 2 医師免許取得証の写し ※2は既に提出済みの場合は添付不要	様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式 —
3 キャリア形成プログラムに定められた医療機関等において業務に従事するため。(条例第9条第2項第1号又は第2号)	在職等証明書又は同等の内容を証明する書面	様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式
4 災害又は疾病のため。(条例第9条第2項第3号)	(災害の場合) 罹災証明書 (疾病の場合) 医師が発行する診断書	—
5 その他やむを得ない理由のため。(条例第9条第2項第3号)	その他やむを得ない理由の内容を証明する書面	—
6 専門研修プログラムを受けるため。(条例第9条第3項)	1 在職等証明書又は同等の内容を証明する書面 2 臨床研修修了証の写し ※在籍していた臨床研修プログラムの基幹型病院が発行するものであること	様式第9号又は同等の内容を証明する任意様式 —

(返還猶予の決定等)

第8条 条例第8条第2項の規定により修学資金等の返還猶予を決定したときは、様式10号による返還猶予決定通知により当該申請をした者にその旨を通知する。

(現況届)

第9条 前条の規定により返還猶予の決定を受けた者は、毎年4月1日現在の就労状況及び同日以前の1年間の就労状況の実績について、様式第11号による現況届を知事に提出するものとする。ただし、同日現在の就労状況について、規則第8条に基づく返還猶予の申請を知事に提出している場合を除く。

第10条 規則第10条に定める返還免除申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様式
1 業務に従事した医療機関等又は専門研修等を受けた県内の公的医療機関等の名称及びその期間を証明する書面	要綱様式第9号 又は同等の内容を証明する任意様式
2 休職及びその期間を証明する書面	
3 死亡の理由及びその年月日を証明する書面	任意様式

(返還の申し出等)

第11条 条例第8条第1項により修学資金等の貸与を受けた者が返還をしようとするときは、様式12号による返還申出書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請に基づき修学資金等の返還を決定したときは、様式13号による返還決定通知により当該申し出をした者にその旨を通知する。
- 3 知事は、前項の決定通知に基づき修学資金等の貸与を受けた者が返還を完了したときは、様式第14号による返還完了通知により当該返還をした者に返還が完了したことを通知する。

(借用証書の返還)

第12条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者に、規則第10条第2項により修学資金等の返還免除を決定したことを通知するとき又は前条第3項により返還が完了したことを通知するときは、当該返還免除申請又は返還をした者が規則第7条第1項に基づき提出した借用証書を返還する。

(届出)

第13条 規則第12条第1項第1号に定める氏名・住所・勤務先変更届に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様式
1 変更前の勤務先で勤務していたことを証明する書面	要綱様式第9号 又は同等の内容を証明する任意様式
2 変更後の勤務先に在職していることを証明する書面	

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、修学資金等の貸与に必要な事項は医務課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

要綱様式第1号その1

大学生修学資金貸与者推薦調書				
学校名		推薦順位		
(ふりがな) 氏名	-----	入学年月	年 月	
		卒業予定年月	年 月	
生年月日	年 月 日	在学年	第 学年	
学力評価	区分	学力基準の内容（各項目のいずれかに該当すれば可）		該当に ○
	A	① 1年生の場合、出身学校の最終2か年の成績が平均4.2以上		
		② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/3以上		
	B	① 1年生の場合、出身学校の最終2か年の成績が平均3.8以上4.2未満		
		② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/2以上1/3未満		
C	上記以外の者			
健康状態	① 修学に十分耐えうると認められる者			<input type="checkbox"/> 適
	② 卒業後、医療機関において業務を十分行うことができると見込まれる者			<input type="checkbox"/> 適
	健康上の特記事項（任意記入）			
その他意見	（申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入）			

<p>上記の者は大学生修学資金貸与者として適当と認められますので推薦します。</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学の学長又は学部長名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

※ 2名以上推薦の場合は推薦順位を記載してください。

要綱様式第1号その2

大学院生修学資金貸与者推薦調書			
大学院名		推薦順位	
(ふりがな) 氏名	-----	入学年月	年 月
		修了予定年月	年 月
生年月日	年 月 日	在学年	第 学年
健康状態	① 修学に十分耐えうると認められる者		<input type="checkbox"/> 適
	② 修了後、医療機関において業務を十分行うことができると見込まれる者		<input type="checkbox"/> 適
	健康上の特記事項（任意記入）		
その他意見	（申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入）		

<p>上記の者は大学院生修学資金貸与者として適当と認められますので推薦します。</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学の学長又は研究科長名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

※ 2名以上推薦の場合は推薦順位を記載してください。

要綱様式第1号その3

研修資金貸与者推薦調書			
所属名		推薦順位	
(ふりがな) 氏名	-----	研修開始年月	年 月
生年月日	年 月 日	修了予定年月	年 月
健康状態	① 研修に十分耐えうると認められる者		<input type="checkbox"/> 適
	② 研修修了後、医療機関において業務を十分行うことができると見込まれる者		<input type="checkbox"/> 適
	健康上の特記事項（任意記入）		
その他意見	（申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入）		

<p>上記の者は研修資金貸与者として適当と認められますので推薦します。</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">病院の開設者又は管理者名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

※ 2名以上推薦の場合は推薦順位を記載してください。

要綱様式第2号その1

誓約書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則に定める趣旨に従い、卒後はキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意し、プログラムに定められた医療機関等における業務に従事することを確約します。

注 氏名は本人が自署すること。

誓約書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

佐賀県医師修学資金等貸与条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則に定める趣旨に従い、（小児科医・産科医・救急医・麻酔科医）として貴県内の医療機関等での業務に従事することを確約します。

注 氏名は本人が自署すること。

（ ）内の診療科のいずれかを○で囲むこと。

要綱様式第3号

佐賀県医師修学資金等応募理由書

氏名

1 この資金に応募した理由又は佐賀県医師修学資金等の貸与を受けることが要件として定められている大学入学試験を受験した理由を記入してください。

2 職業に関する将来の目標を記入してください。

3 他の奨学金等を受けられている方はその名称を記入してください。

個人情報の第三者提供に関する同意書

佐賀県は、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成17年佐賀県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に当たって、個人情報を下記のとおり取り扱います。

詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシーを御覧ください。

記

1 個人情報の提供目的

条例に基づき貸与を受けた学生及び医師（以下「本人」という。）の卒前並びに卒後のキャリア形成支援、条例に基づく返還免除に向けたフォローアップ、本人が勤務する予定の医療機関との連絡調整、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の25の規定に基づく地域医療支援事務の実施等のため個人情報を利用すること。

2 個人情報の提供内容

- (1) 本人の氏名（旧姓を含む。）、生年月日、在学又は卒業した大学の名称、入学年度及び卒業年度、連絡先、臨床研修の状況、専門研修の状況、専門医の取得状況、条例に基づく貸与の状況及び勤務した医療機関について提供すること。
- (2) 条例の施行に当たって収集した個人情報以外の個人情報については提供しないこと。

3 個人情報の提供先

- (1) 日本国政府
- (2) 本人が在学する又は在学する予定の大学法人（大学に附属する病院等を含む。）
- (3) 医療法第30条の23の規定により佐賀県が設置した地域医療協議会及びワーキンググループ（以下「地対協等」という。）の委員等
- (4) 本人が適用を受ける又は受ける予定の臨床研修プログラム又は専門研修プログラムの責任者
- (5) 医療法第30条の25の規定により佐賀県が実施する地域医療支援事務の実施機関
- (6) 本人が勤務する又は勤務する予定の医療機関（地対協等における配置候補となる医療機関を含む。）
- (7) 本人が所属する又は所属する予定の主に医学研究を目的として研究と診療を円滑に進めるための研究科等に属する職員や附属病院等で診療に従事する医師で構成される任意の集団（医局）
- (8) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定される医学医術に関する学術団体

佐賀県知事 様

私は、上記の内容について同意します。

年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日生

※氏名は本人が自署すること。

個人情報の照会に関する同意書

佐賀県知事 様

年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日生

佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成17年佐賀県条例第34号。以下「条例」という。）による貸与、猶予、免除、返還、停止及び廃止の決定のため必要があるときは、私の次に掲げる事項について、佐賀県が在学する又は在学していた大学、勤務する又は勤務していた医療機関等（以下「大学及び医療機関等」という。）若しくは所属する又は所属していた主に医学研究を目的として研究と診療を円滑に進めるための研究科等に属する職員や附属病院等で診療に従事する医師で構成される任意の集団（以下「医局」という。）に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。

また、佐賀県の要求に対し、大学及び医療機関等が報告することについて、私が同意している旨を大学及び医療機関等に伝えて構いません。

1 閲覧又は提供を求める事項

(1) 共通事項

氏名（旧姓を含む。）、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス

(2) 大学に対する事項

在学、休学、留学、進学、卒業及び退学等の修学の状況及び就職の状況

(3) 医療機関等に対する事項

使用期間、業務内容、労働時間、休職・休業等の勤務の状況

(4) 医局に対する事項

専門医の取得状況、医療機関等への派遣等の状況

2 留意事項

条例による返還免除の決定後は、返還免除までの期間における事項に限ります。

※氏名は本人が自署すること。

研修実施計画書

年 月 日

住所

氏名

○ 研修先

主たる研修先の名称	
主たる研修先の所在地	
研修期間	年 月 日から
	年 月 日までの 年間

○ 研修の概要（資料があれば添付してください。）

--

○ 研修計画の概要（資料があれば添付してください。）

研修項目	時期	研修内容	実施場所
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		

。

医 第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年度 佐賀県医師修学資金等の貸与に係る審査結果について（通知）

年 月 日付で申請のあった佐賀県医師修学資金等の貸与については、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第4条第1項に基づき審査した結果、次のとおり貸与することに決定しました。

記

- 1 貸与金額 金 円
- 2 貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 交付予定日 年 月 日

要綱様式第7号その2

医 第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年度 佐賀県医師修学資金等の貸与に係る審査結果について（通知）

年 月 日付けで申請のあった佐賀県医師修学資金等の貸与については、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第4条第1項に基づき審査した結果、貸与は認められませんでした。

要綱様式第8号

在学等証明書	
氏名	
生年月日（西暦）	年 月 日
現在の状況 ※該当する状況の 括弧内に○をご記 入ください。	<input type="checkbox"/> 在学
	<input type="checkbox"/> 休学
	<input type="checkbox"/> 停学
	<input type="checkbox"/> 復学
	<input type="checkbox"/> 退学
	<input type="checkbox"/> 卒業又は修了
休学又は停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
復学、退学 又は卒業年月日	年 月 日
休学、停学 又は退学理由	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
年 月 日	
所在地	
名称	
代表者	印

在職等証明書		
氏名		
生年月日（西暦）	年 月 日	
在職	<p style="text-align: center;">臨床研修（本院を基幹型臨床研修病院とする。）</p> <p style="text-align: center;">() _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>	
	<p style="text-align: center;">専門研修（診療科： 科）</p> <p style="text-align: center;">() _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>	
	<p style="text-align: center;">業務従事（診療科： 科）</p> <p style="text-align: center;">() _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>	
休職	休職期間	年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
	休職理由	
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p style="text-align: center;">代表者</p>		

㊟

医 第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

佐賀県医師修学資金等返還猶予決定通知書

年 月 日付けで申請があった佐賀県医師修学資金等の返還猶予については、次のとおり決定したので、佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第8条第2項に基づき通知します。

記

- 1 貸与総額 金 円
- 2 返還猶予額
- 3 返還猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで

要綱様式第11号

佐賀県医師修学資金等現況届

佐賀県知事 様

○届出者

年 月 日

氏名				(旧姓)			
連絡先 ※連絡のつく住所、電話番号、 メールアドレスを記載してください	郵便番号	-		住所			
	電話番号	-	-	メールアドレス			

次のとおり、私の 年 月 日及び同日過去1年間 (年 月 日～) の就労状況を届け出ます。

年月日 ○・・・必ず記入する △・・・年度途中の異動等があれば 記入する	現況 (業務従事又は一時 中断等の別)	勤務医療機関名又は中 断理由	勤務している診 療科等	雇用形態 (常勤・ 非常勤・離職の別)	週の所定勤務時間 (常勤で所定勤務時間が週38時 間45分を下回る場合、その理由 を記載してください。)	備考
○ 年 4 月 1 日					週 時間 分	
△ 年 月 日					週 時間 分	
△ 年 月 日					週 時間 分	
△ 年 月 日					週 時間 分	
○ 年 4 月 1 日					週 時間 分	

※記載例

年月日 ○・・・必ず記入する △・・・年度途中の異動等があれば 記入する	現況 (業務従事又は一時 中断等の別)	勤務医療機関名又は中 断理由	勤務している診 療科等	雇用形態 (常勤・ 非常勤・離職の別)	週の所定勤務時間 (常勤で所定勤務時間が週38時 間45分を下回る場合、その理由 を記載してください。)	備考
○ 2017 年 4 月 1 日	業務従事中	佐賀県医療センター好 生館	小児科	常勤	週 38 時間 45 分	
△ 2017 年 5 月 1 日	一時中断等	産前・産後又は育児休 業により休(離)職中	小児科	常勤	週 38 時間 45 分	
○ 2018 年 4 月 1 日	業務従事中	佐賀県医療センター好 生館	小児科	常勤	週 19 時間 35 分	育児短時間勤務

<届出先> 佐賀県健康福祉部医務課まで電子メール又はFAXにて送信してください。2024 電子メール: imu@pref.saga.lg.jp FAX: 0952-25-7267

佐賀県医師修学資金等返還申出書

年 月 日

佐賀県知事 様

〒 (電話)
住 所

氏 名 ㊞

生年月日 年 月 日

貸与を受けた者との続柄

佐賀県医師修学資金等貸与条例に基づき、貸与を受けた修学資金等の額に利息を加えた額について、返還します。

貸与を受けた 修学資金等の総額	金 円
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 の 理 由	

※氏名は、本人が自署すること。

医 第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

佐賀県医師修学資金等貸付金の返還決定について（通知）

年 月 日付けで申出のあった佐賀県医師修学資金等貸付金の返還については、次のとおり決定したので、佐賀県医師修学資金等貸与要綱第 10 条第 2 項に基づき通知します。

記

1 納入金額

2 納入期限 年 月 日

3 納入方法

要綱様式第 14 号

医 第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

佐賀県医師修学資金等貸付金の返還完了について（通知）

年 月 日付けで申出のあった佐賀県医師修学資金等貸付金の返還については、返還完了となりましたので、佐賀県医師修学資金等貸与要綱第 11 条第 3 項に基づき通知します。

佐賀県キャリア形成プログラムについて（概要）

佐賀県健康福祉部医務課 医療人材政策室 令和2年10月1日

1

佐賀県キャリア形成プログラム制定の趣旨・目的及び概要

趣旨・目的

- このプログラムは、改正医療法及びキャリア形成プログラム運用指針（厚生労働省医政局長通知）等を踏まえ、佐賀県での活躍が期待される地域枠等の医師のキャリア形成と佐賀県医師確保計画における「特に必要な医師」の育成との両立を図るもの。
- 佐賀県医師修学資金貸与等条例等における返還猶予要件及び返還免除要件を規定する施行規則の一部をキャリア形成プログラムに委任するとともに、佐賀県地域医療対策協議会における派遣決定に従う手続を明確化するもの。

概要

対象者	① 佐賀県医師修学資金貸与者（令和2年度以降の地域枠入学者） ② 自治医科大学卒業医師（令和元年度以降の入学者） ③ 適用希望医師（佐賀県医師修学資金貸与者を含む。）
コース	Aコース：高度急性期機能の需要増加に対処するための医師育成コース Bコース：総合的な診療能力を有する医師育成コース Cコース：総合診療の経験のある専門医育成コース
対象期間	・ 佐賀県医師修学資金等の免除要件を満たすまでの期間（臨床研修後原則9年間） ・ 自治医科大学修学資金貸与規約における義務年限を満たすまでの期間（原則9年間）
対象医療機関等	・ 佐賀県医師修学資金等の猶予要件及び免除要件に該当する医療機関（公立・公的医療機関） ・ 専門研修プログラムにおける医療機関 ・ 佐賀県地域医療対策協議会において派遣決定された医療機関 ・ 知事が必要と認めた医療機関（育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限る）
対象期間の一時中断等	・ 災害、傷病、出産、育児、留学、大学院における修学等やむを得ない場合又は本人の能力開発に資するものとして県外で勤務する場合に限定し、原則連続3年（3年を超える場合は、佐賀県地域医療対策協議会へ報告）
コース選択手続	① 入学時又は希望時に「佐賀県キャリア形成プログラム適用同意書」を提出 ② 専門研修プログラムの登録前に面談を行い、臨床研修終了前に「佐賀県キャリア形成プログラムコース選択等届出書及び派遣同意書」を提出

2

佐賀県医師確保計画における特に育成が必要な医師像のイメージ

➤ 佐賀県医師確保計画における「特に育成が必要な医師像」については以下のとおりとしており、キャリア形成プログラム、医師修学資金、地域医療支援事務、各種補助金等の見直しの前提条件となるもの。

視点1

- 高度急性期機能の需要増加に対処するための医師の育成
- ✓ 佐賀県の地域医療構想において今後必要とされる高度急性期機能を担う診療科の医師を育成する必要がある。また、医師の働き方改革を踏まえ、全国的にも長時間労働の傾向がある診療科の専門医を育成する必要がある。
(例) 内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科の専門医

視点2

- 総合的な診療能力を有する医師の育成
- ✓ 医療技術の進歩に伴う高度に専門化した医師の増加を踏まえ、患者の全体像が診れる「患者を選ばない医師」や、開業医の高齢化を踏まえ、在宅医療や地域包括ケアの推進のため、患者だけでなく「家族や地域も診る医師」を育成する必要がある。
(例) 病院総合診療専門医、家庭医療専門医等の専門医、プライマリ・ケア認定医、かかりつけ医

視点3

- 総合診療の経験（基礎的な総合診療の能力）のある専門医の育成
- ✓ 総合的な診療経験を経た上で、専門性を高め、総合的な診療の基礎的能力を有する専門医を育成する必要がある。（将来的に、自治医科大卒医師や地域枠医師は、医療機関や地域におけるリーダー的存在となることが期待されている。）

3

佐賀県キャリア形成プログラムAコース（概要）

Aコース：高度急性期機能の需要増加に対処するための医師育成コース

概要とキャリアパス

- 地域医療構想における高度急性期機能の需要増加（いわゆる「待てない急性期」等）に対応するため、関係性の高い特定の診療科の専門医を育成し、医療計画に示されている高度急性期病院等を中心に専門医の育成を推進

免除年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
業務(例)	臨床研修 2年		専門研修 3～4年 ※麻酔科は4年			県内にて専門的能力を向上・発揮 6年					

臨床研修の取扱い

- 臨床研修は、県内の基幹型臨床研修病院のプログラムとする。
- 臨床研修の期間は、修学資金の返還免除要件とせず、返還猶予要件を満たすものとする。

専門研修の取扱い

- 専門研修は、一般社団法人日本専門医機構が認定した内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科の専門研修プログラム（県内が基幹施設となっているものに限る。）によるものとする。
- 専門研修の期間は、県内の医療機関における業務のみ返還免除及び返還猶予要件として取り扱うものとする。ただし、専門研修プログラムにおいて県外医療機関における業務がある場合、返還猶予要件としてのみ取り扱う。

専門医取得後

- 佐賀県医師修学資金等貸与条例及び施行規則における医療機関を返還猶予及び返還免除の対象とする。（ただし、条例の規定により、佐賀大学医学部附属病院における業務は、全体の2分の1までを免除対象とする。）
- 県外・海外勤務については、能力開発に資するものに限り返還猶予として取り扱う。

留意事項

- 佐賀県地域医療対策協議会の決定による派遣調整についての取扱いについては別に定めるものとし、今後検討を行う。

4

佐賀県キャリア形成プログラムBコース（概要）

Bコース：総合的な診療能力を有する医師育成コース

概要とキャリアパス

- 高度に専門化した状況を踏まえ、高度急性期を担う医療機関や地域において中核的な役割を果たしている二次医療機関における病院総合医（全身を診る医師、断らない医師）や、地域において必要な家庭医（患者だけでなく家族や地域を診る医師）の育成を推進

免除年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
業務(例)	臨床研修 2年		専門研修 3年			県内にて専門的能力を向上・発揮 6年					

臨床研修の取扱い

- 臨床研修は、県内の基幹型臨床研修病院のプログラムとする。
- 臨床研修の期間は、修学資金の返還免除要件とせず、返還猶予要件を満たすものとする。

専門研修の取扱い

- 専門研修は、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門研修プログラム（ただし、総合内科医や病院総合医の育成を目的としたコースに限る。）又は総合診療専門研修プログラム（ただし、県内が基幹施設となっているものに限る。）によるものとする。
- 専門研修の期間は、県内の医療機関における業務のみ返還免除及び返還猶予要件として取り扱うものとする。ただし、専門研修プログラムにおいて県外医療機関における業務がある場合、返還猶予要件としてのみ取り扱う。

専門医取得後

- 佐賀県医師修学資金等貸与条例及び施行規則における医療機関を返還猶予及び返還免除の対象とする。（ただし、条例の規定により、佐賀大学医学部附属病院における業務は、全体の2分の1までを免除対象とする。）
- 県外・海外勤務については、能力開発に資するものに限り返還猶予として取り扱う。

留意事項

- 佐賀県地域医療対策協議会の決定による派遣調整についての取扱いについては別に定めるものとし、今後検討を行う。

5

佐賀県キャリア形成プログラムCコース（概要）

Cコース：総合診療の経験のある専門医育成コース

※臨床研修の取扱いは、A・Bコースと同様

概要とキャリアパス

- へき地医療、救急対応、プライマリ・ケア等の総合的な診療経験を経た上で専門性を持つ医師を育成を推進
※自治医科大学卒業医師のみならず、総合的な診療を深めてから専門医を取得したい医師、転科希望等の多様な医師のニーズにも対応

（C-1コース：自治医科大学卒業医師）

義務年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9～
業務(例)	臨床研修 2年		公的 1年	離島・へき地 2年	県内にて専門的能力を向上・発揮 4年（後期研修2年・公的2年）				

※詳細は県人会説明資料参照

（C-2コース：先行して総合的な診療を経験）

免除年数	1	2	3	4	返還猶予（返還免除対象外）	5	6	7	8	9	10	11～
業務(例)	臨床研修 2年		総合診療経験 2年		専門研修 3～5年		県内にて専門的能力を向上・発揮 7年					

（C-3コース：専門医取得後総合的な診療を経験）

免除年数	1	2	返還猶予（返還免除対象外）	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
業務(例)	臨床研修 2年		専門研修 3～5年		総合診療経験 2年		県内にて専門的能力を向上・発揮 7年					

総合診療の取扱い

- A・Bコースにおける内科・救急科・総合診療等に係る専門研修プログラムと同様の内容で、総合診療の経験に資すると知事が認めたものとし、A又はBコースへの移行も可能とする。

専門研修の取扱い

- 専門研修は、一般社団法人日本専門医機構が認定した基本領域学会の専門研修プログラムであって、県内が基幹施設となっているプログラムとする。
- 専門研修の期間は、全ての業務を返還猶予要件として取り扱うものとする。ただし、プログラムにおいて県外医療機関における業務がある場合、返還猶予要件としてのみ取り扱う。

留意事項

- 佐賀県地域医療対策協議会の決定による派遣調整についての取扱いについては別に定めるものとし、今後検討を行う。

6

【問合せ先】

佐賀県健康福祉部 医務課 医療人材政策室

〒 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

T E L : 0952-25-7358 F A X : 0952-25-7267

E-mail : imu@pref.saga.lg.jp